

平成29年3月13日

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 御 中

京都司法書士会
会長 森中 勇雄

「きょう いのち ほっとプラン」(一京都市自殺総合対策推進計画―改定案)についての意見

第1 はじめに

この度、京都市において、自殺総合対策推進計画「きょう いのち ほっとプラン」の改定案(以下「改定案」という。)が公表され、自殺対策基本法の改正や社会情勢の変化に応じて、速やかに見直しを行い、自殺対策をより効果的なものとし、ひとりでも多くの市民のいのちを守ろうとする姿勢が示された。

我々司法書士は、多重債務、相続、成年後見等の相談を日常的に受けており、自殺願望のある人や自死遺族と接する機会の多い職能である。そこで、業務を通じて、自殺対策において検討していただきたいこと等について意見を述べた。

なお、意見については、第2において、改定案第4章、自殺対策の取組についての意見を述べ、第3において、文言についての意見を述べた。

第2 第4章各項目についての意見

4 具体的な取組

取組方針1 市民一人ひとりがお互いに気づきと見守りのできる地域づくり(事前予防)の(2)うつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及における主な取組③について(39頁)

意見 長時間労働や過労による自殺は、勤労者の働き方の問題として記述せず、事業者の働かせ方の問題として記述すべきである。そして、主な対象者に企業を追加すべきである。

(理由)

長時間労働による過労自殺は、勤労者自身が選択した生き方ではなく、事業者からの過大なノルマの結果、起こるものである。過労自殺は、勤労者自身の問題というより事業者の勤労者に対する働かせ方の問題である。勤労者へのこころの健康の啓発は大切ではあるが、その原因となる事業者(企業)に対する啓発も必要である。そして、事業者と勤労者双方が長時間労働に対する正しい認識を共有

し、取組むことが自殺予防の取組には必要である。そして、このことが、平成28年の改正自殺対策基本法（以下「改正法」という。）第1条において追加された「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けた取組になるものと考ええる。

取組方針2 適切な相談支援と医療につなげる体制づくり（危機対応）の（1）
地域における相談体制の整備について（42頁）

意見 悩みを抱えた人を適切な相談機関につなげる仕組みづくりにおいては、外出困難な高齢者、障がい者の相談機会にも配慮すべきである。

（理由）

京都市において、こころの健康相談を開催し、様々な相談に対応するワンストップサービスを実施していることは、高く評価するものである。ただし、相談体制の充実については、相談会のみでの充実にとどまらず、相談会を利用することができない、外出困難な高齢者、障がい者の相談機会にも配慮する必要がある。自殺のハイリスク者は、むしろ外出困難な高齢者、障がい者の中に多いと考えられるからである。そのため、アウトリーチの手法も併せて検討していただきたい。

取組方針2 適切な相談支援と医療につなげる体制づくり（危機対応）の（1）
の主な取組⑧について（43頁）

意見 多重債務者等への相談体制の充実については、司法書士の活用も検討していただきたい。

（理由）

市民に対する相談機会の増加に資することになる。

取組方針2 適切な相談支援と医療につなげる体制づくり（危機対応）の（1）
の主な取組⑩について（43頁）

意見 家庭問題等の相談とDV被害者の支援の他にDV加害者の支援も検討すべきである。そして、対象者にDV加害者も追加すべきである。

（理由）

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現には、被害者支援のみの取組では限界があり、その原因となる加害者に対する取組（支援）が必要である。

第3 改定案の文言についての意見

取組方針3 自死遺族等への支援（事後対応）（1）自死遺族等の苦痛を和らげ

る支援体制の整備における文言（４７頁）

意見 「自死遺族等は、自責の念を感じて、その思いから回復することが難しく」との文言は、修正すべきである。

(理由)

自死遺族等を苦しめる要因としては、周囲（親族等）からの非難、自殺を忌み嫌う日本人の死生観等様々な要因がある。そのため、周囲に相談できずに孤立したり、経済的にも、過大な損害賠償請求を受けることがある。例えば、親族や会社から口止めされたり、賃貸物件の場合には、心理的かしの物件と評価され高額な現状回復費用を請求される。このような不条理が要因となり、うつ病等の精神疾患になる場合もある。自責の念のみが、回復を困難にする要因ではなく、このような表現は、自死遺族からすると自分たちの苦しみを分かってくれていないのではないかとの不信を抱かせる表現になる。したがって、苦痛を和らげる支援体制の整備のなかでこのような表現を使用することは適切でない。

第４ 終りに

改定案は、京都市における自殺の現状への分析が丁寧になされ、かつ、既存の枠組みにとらわれない「改革」をも視野に入れた決意が伝わる。そして、ひとりでも自殺者を減らすことを目指す姿勢が示されており、当会は、これらの点に対し賛成する。

しかし、平成２８年に改正された自殺対策基本法への対応という視点からは、取組として、不十分な部分があるように思われる。改正法においては、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題」との文言が新たに加わっている。このことは、希死念慮者や自死遺族への直接支援にとどまらず、その背景（原因）となる要因への取組が新たに求められたものと理解されなければならない。改正法は、自殺に追い込む側への対応を求めているのである。京都市においては、この視点からのさらなる検討をお願いしたい。

改定案の推進には、様々な困難をとまなうものと思われるが、京都市においては、ひるむことなく取組を進めていただきたい。

当会は、京都市の連携機関として、協力する所存であることを付言する。